

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(文R1-10-1)

施策名	原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保			部局名	研究開発局 参事官（原子力損害賠償担当）	作成責任者	山田哲也		
施策の概要	原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施する。						政策評価実施予定時期	令和7年度	
施策の予算額・執行額 (千円)	平成30年度		令和元年度		施策に係る内閣の重要施策(主なもの)	「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針2.(4)③ など			
	0		0						
達成目標1	東京電力福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について、早期の被害者救済措置を図るため、被害の実態に応じて、原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施する。					目標設定の考え方・根拠	①「原子力損害の賠償に関する法律」第18条第2項第2号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」とされているため。 ②「原子力損害の賠償に関する法律」第18条第2項第1号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」とされているため。		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R2年度		
①原子力損害賠償紛争解決センターにて受理した申立て件数(累計)のうち、手続が終了した案件(累計)の割合 ※各実績値は、当該年度の12月末日時点におけるもの。	81%	81%	85%	90%	92%	95%	90%	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・被害者の迅速・公平な救済のためには、日々申し立てられる案件を着実かつ速やかに処理していく必要がある。25年度実績値の70%を踏まえ、令和2年度には申し立て件数のうち大部分である90%の手続きが終了することを目指し、年度ごとの目標値を設定。 ※日々新たな申し立てがあるため、実績値は100%となることは困難。 ・分母：受理した申立ての件数(累計) 分子：和解仲介手続きが終了した案件の数(累計) 【出典】文部科学省調べ	
	年度ごとの目標値	80%	83%	86%	90%	90%			
測定指標	基準	実績				目標	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	H23年度	H28年度	H29年度		H30年度		R2年度		
②原子力損害賠償紛争審査会における指針の策定及び賠償状況の把握	原子力損害の範囲の全体像を示した「中間指針」、自主的避難等に関する損害を示した「中間指針第一次追補」、政府による避難区域等の見直し等に係る損害を示した「中間指針第二次追補」を策定した。	中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施し、中間指針第四次追補に示されている住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定を行った。	中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施し、原子力損害賠償紛争審査会(以下、「審査会」)において、中間指針第四次追補に示されている住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定を審議し、据え置くこととした。また、審査会において、「地方公共団体における不動産の賠償について」、「地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて」をとりまとめた。		中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施し、中間指針第四次追補に示されている住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定を行った。		被災地の実情を踏まえつつ、中間指針等に基づく東京電力による賠償状況の確認を行う。	【測定指標及び目標値の設定根拠】 原子力損害の賠償に関する法律 第18条第2項第2号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」とされているため。 【出典】文部科学省調べ	
	達成手段(開始年度)	平成30年度予算額(執行額)【百万円】		令和元年度当初予算額【百万円】		関連する指標	行政事業レビュー番号		備考
原子力損害賠償紛争審査会等(平成25年度)		3,046 (2,471)				①②	0045	東日本大震災復興特別会計	
昨年度事前分析表からの変更点									